

第 34 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和 2 (2020) 年 11 月 17 日 (火) 11 : 15 ~

場所 県庁舎本館 8 階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

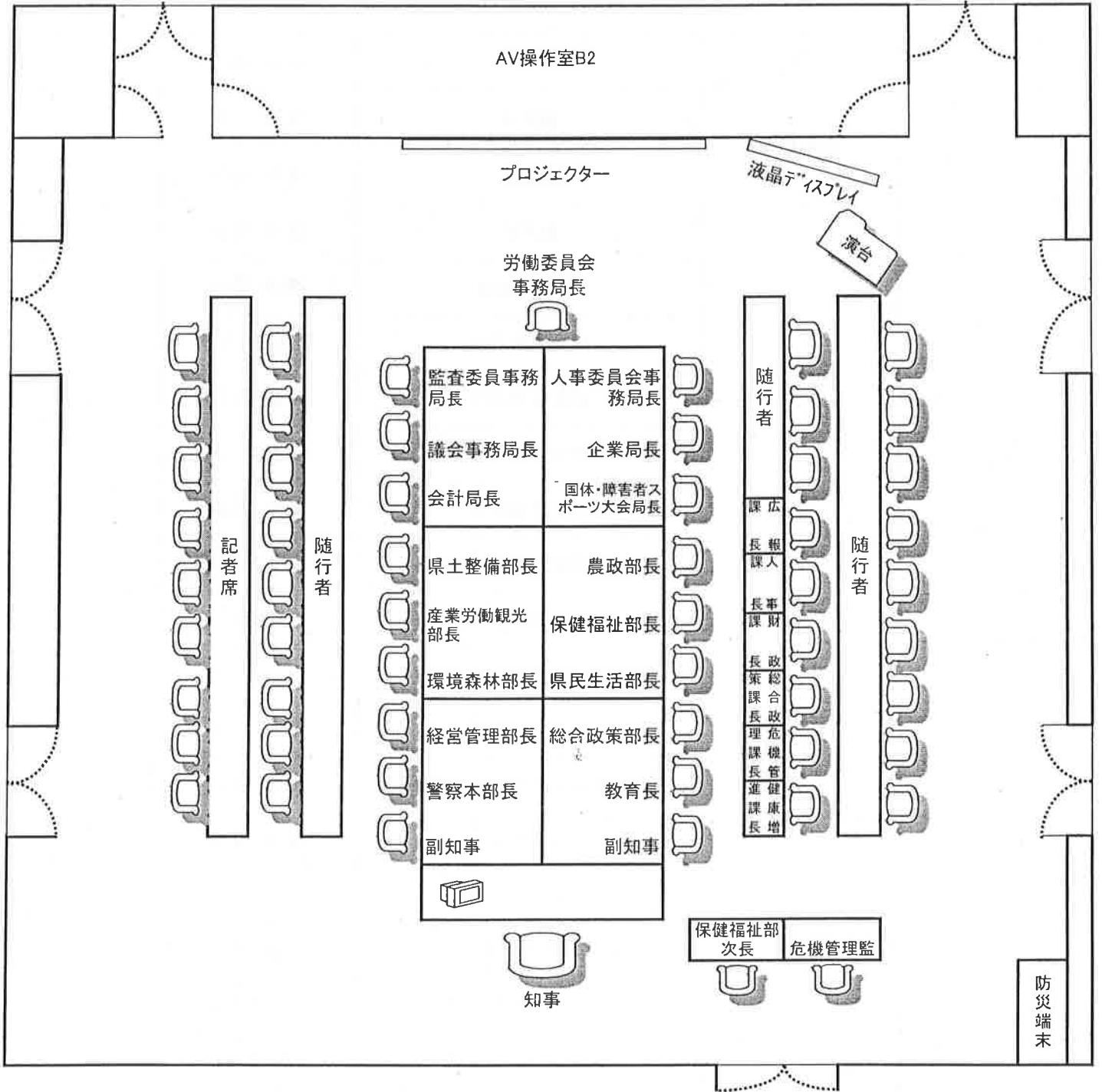
- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

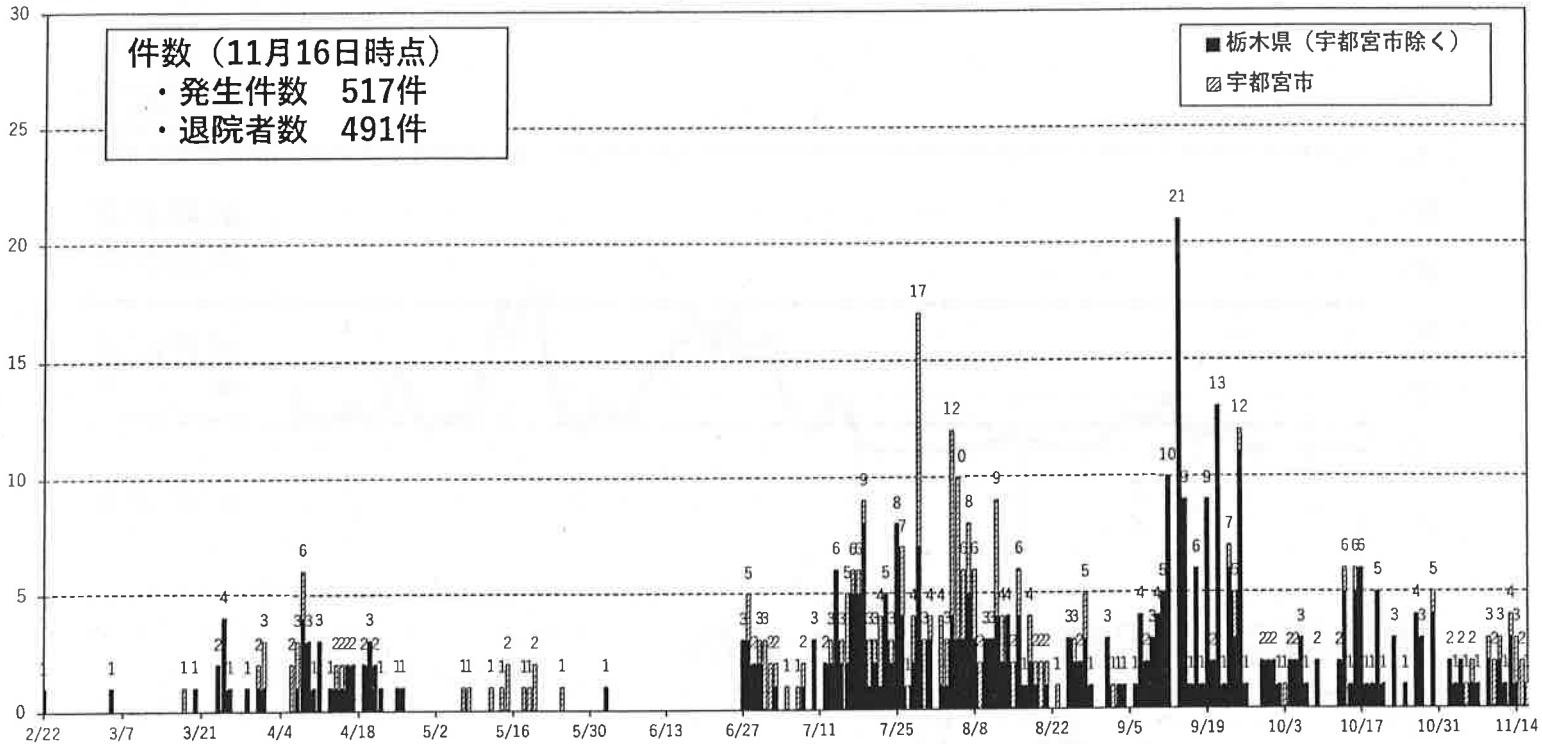
本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部長	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健福祉部次長	関本 充博	

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



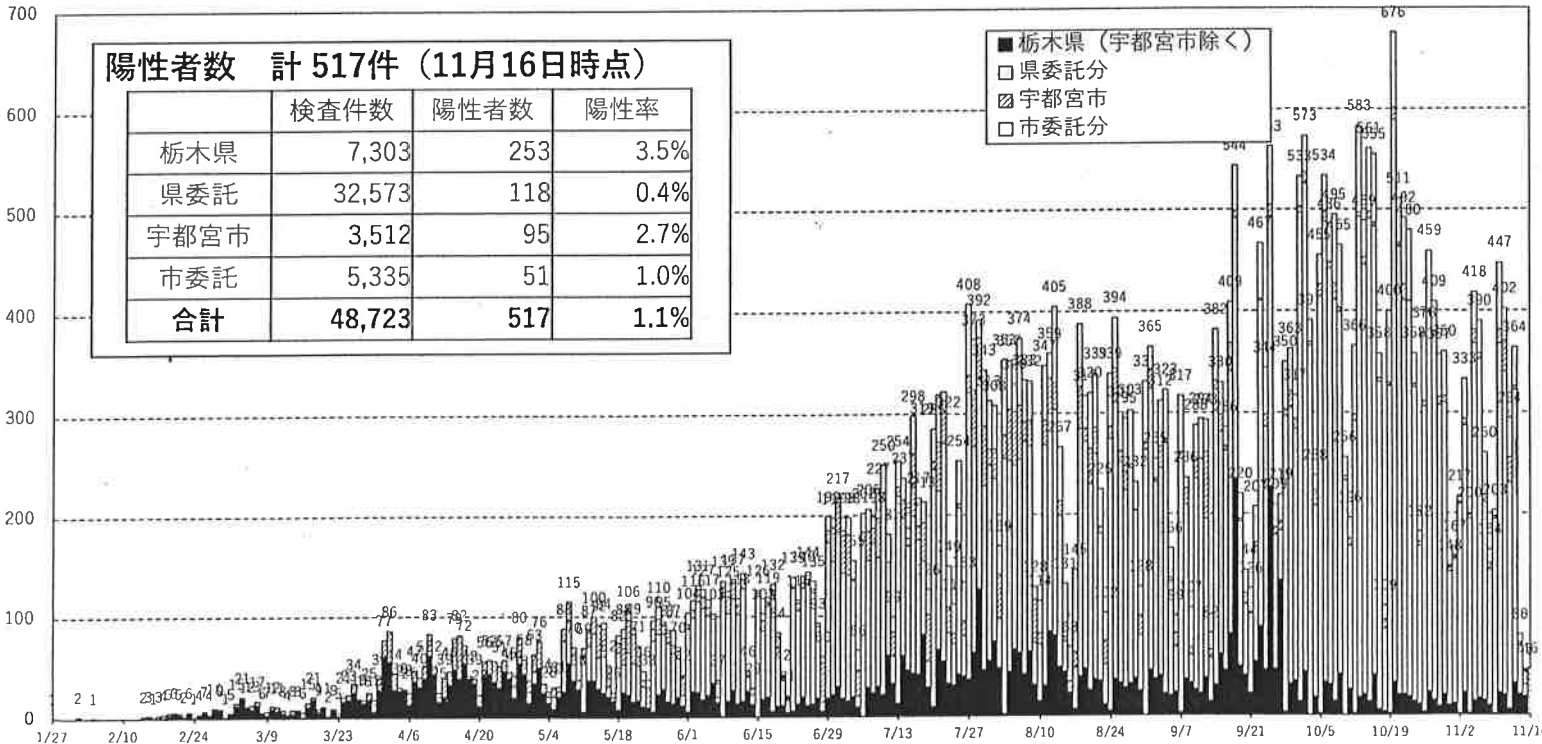
栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況

(件数)



栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数

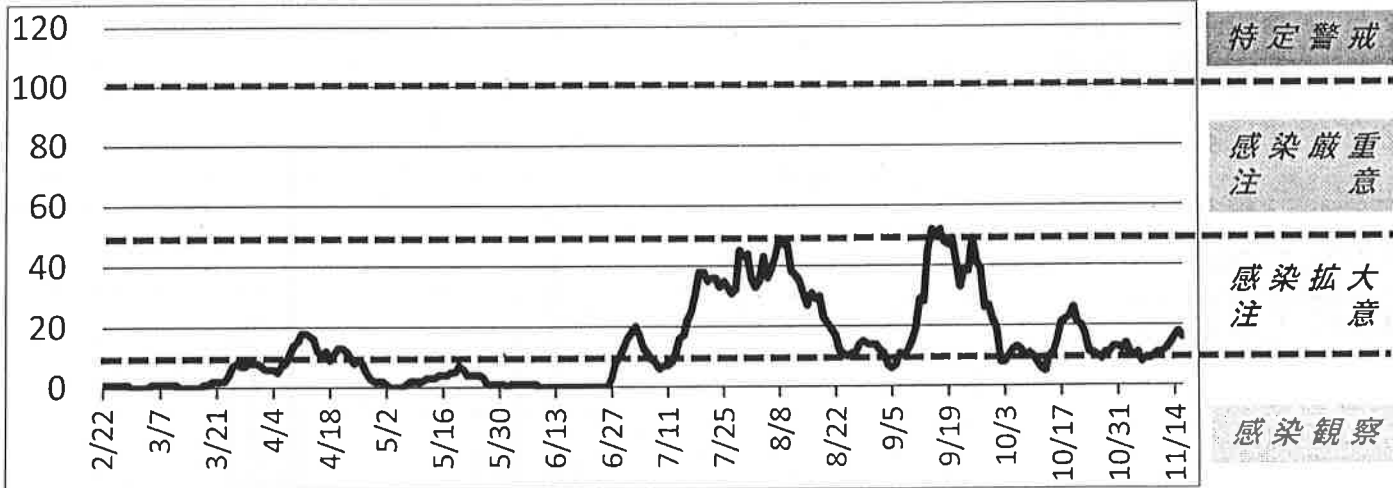
(件数)



感 染 状 況

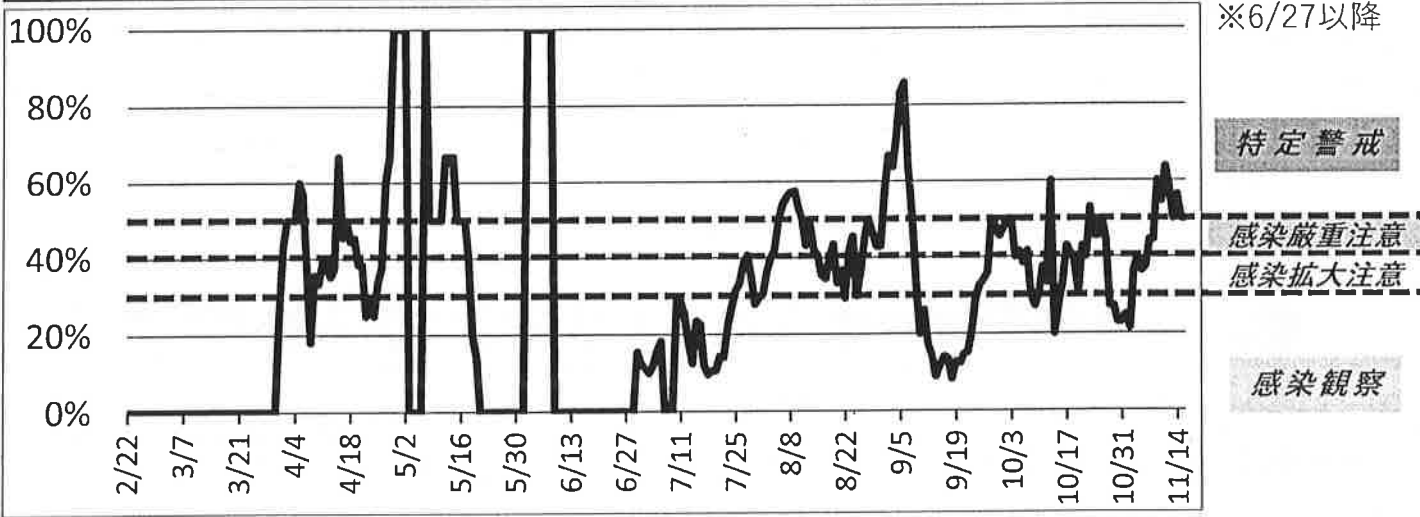
新規感染者数（直近 1 週間）

現在値 16人 (11/10~11/16)
過去最大値 52人 (9/9~9/15)
(9/11~9/17)



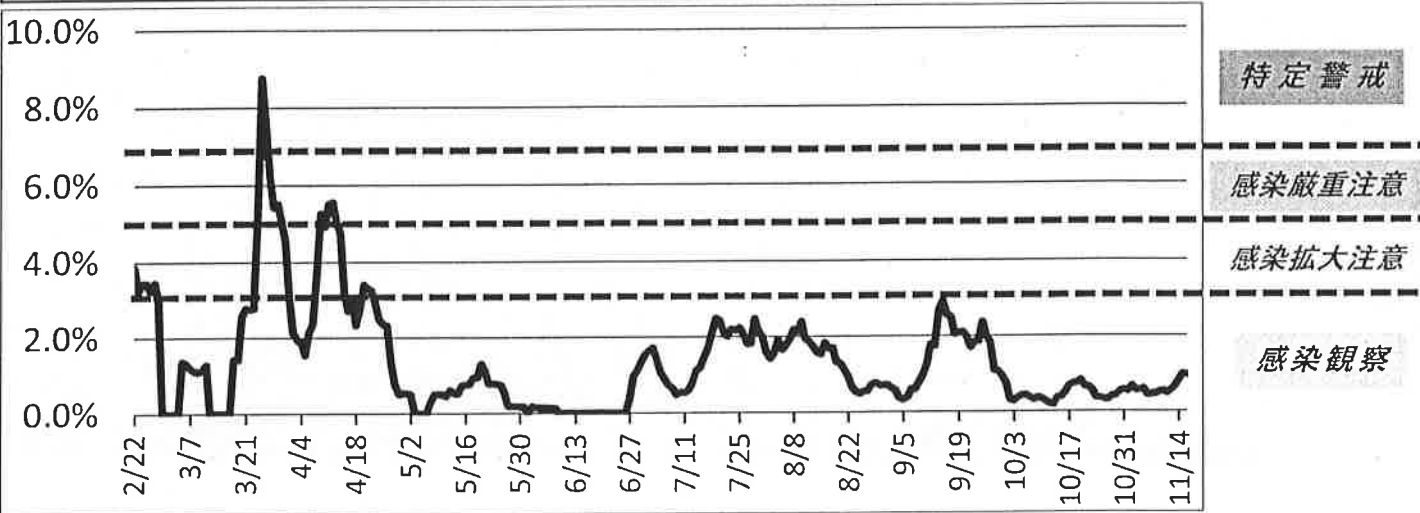
感染経路不明割合（直近 1 週間）

現在値 50.0% (11/10~11/16)
過去最大値 85.7% (8/31~9/6)
※6/27以降



検査陽性率（直近 1 週間）

現在値 1.0% (11/10~11/16)
過去最大値 8.8% (3/19~3/25)

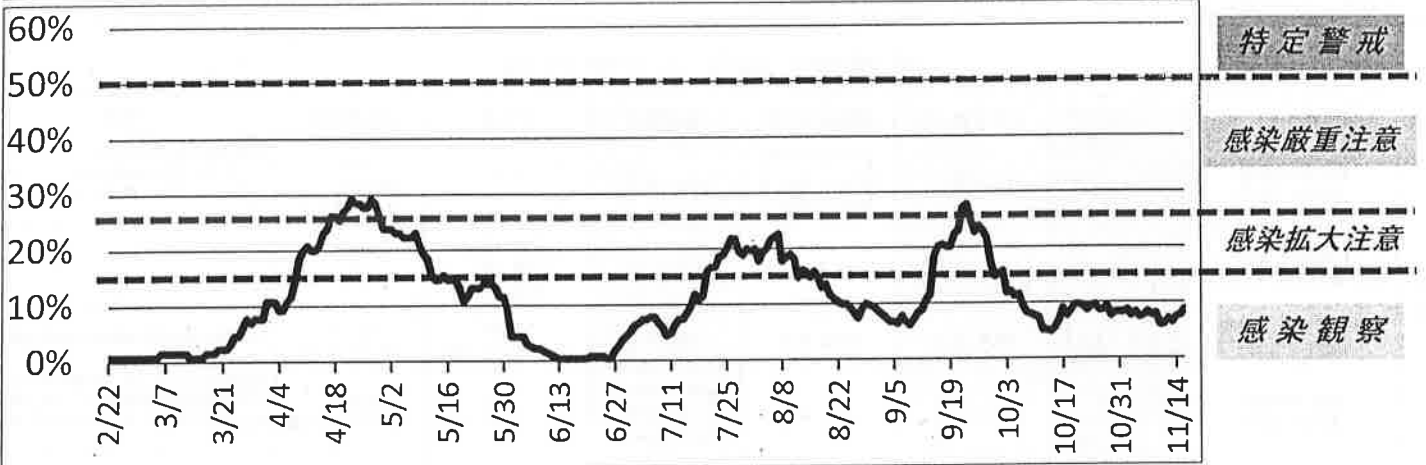


※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

医療提供体制

病床の稼働率

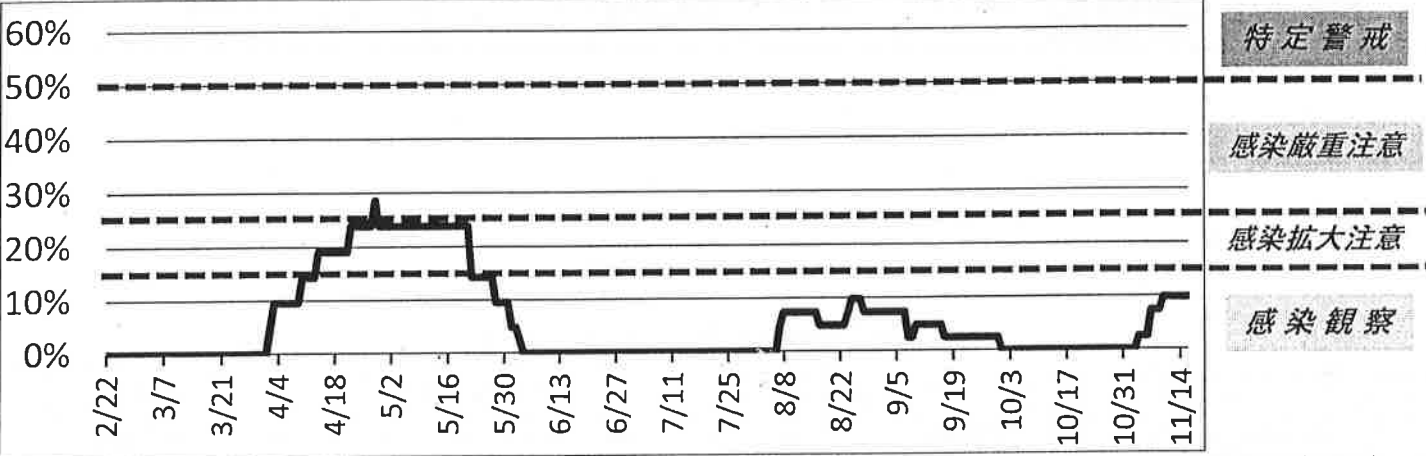
現在値 8.6% (11/16)
過去最大値 29.2% (4/27)



※受入病床数：5/31までは130床、6/1から271床、8/8から311床、9/16から313床
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

重症病床の稼働率

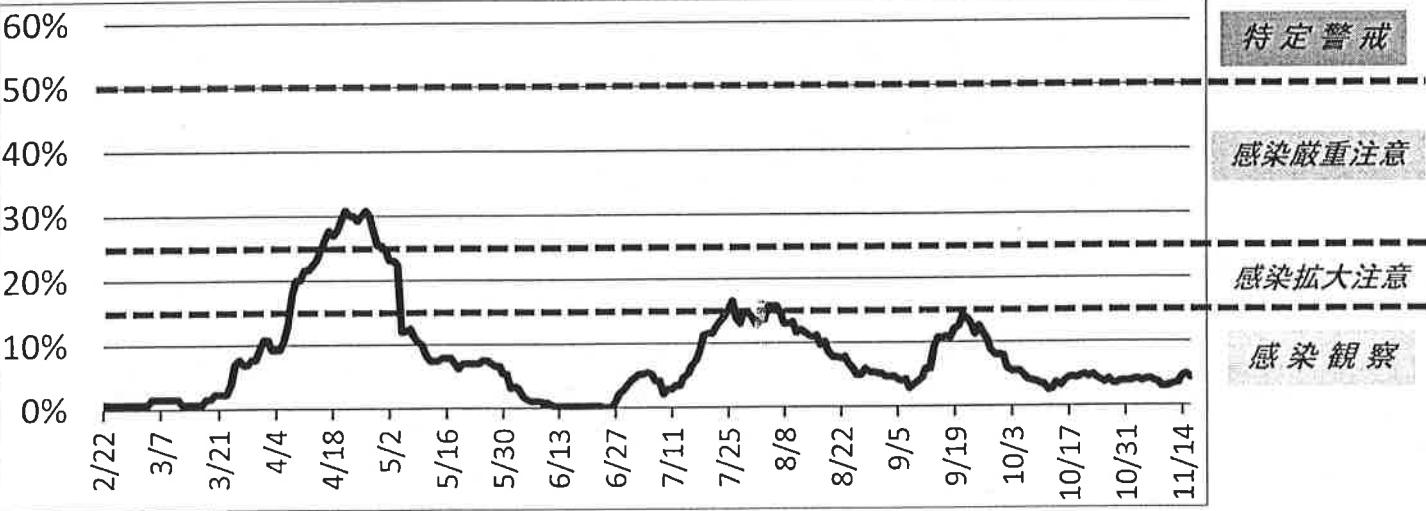
現在値 9.8% (11/16)
過去最大値 28.6% (4/28)



※重症病床数：5/31までは受入病床130床のうち21床、6/1から受入病床271床のうち41床、8/8から受入病床311床のうち41床、9/16から受入病床313床のうち41床
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合

現在値 4.4% (11/16)
過去最大値 30.8% (4/21、4/26)



※確保病床数・宿泊療養室数：5/4までは130床・室、5/5から241床・室、6/1から381床・室、8/8から422床・室、9/8から595床・室、9/16から597床・室

新型コロナウイルス警戒度基準

○県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
 ○感染拡大状況を判断するための警戒度に関する各指標の判断基準及び警戒度に応じた行動基準を設定
 ⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断
 ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

警戒度に関する判断基準

指標	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察	現在値	過去最大値	備考	
感染状況	新規感染者数 (直近1週間)	100人以上	50人以上	10人以上	10人未満	16人 (11.10-11.16)	52人 (9.9-9.15) (9.11-9.17)	感染嚴重注意のレベルを、人口10万人あたり2.5人(新たな流行シナリオにおける社会への要請を開始するタイミング)とした
	新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比率	2.0以上	1.5以上	1.0超	1.0以下	直近16人 先週10人 比率1.6	-	
	感染経路不明割合 (直近1週間)	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	50.0% (11.10-11.16)	85.7% (8.31-9.6)	過去最大値は6/27以降の数値を使用
	検査陽性率 (直近1週間)	7%以上	5%以上	3%以上	3%未満	1.0% (11.10-11.16)	8.8% (3.19-3.25)	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療提供体制	病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	8.6% (11.16)	29.2% (4.27)	受入病床数: 313床 (9/16現在)
	重症病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	9.8% (11.16)	28.6% (4.28)	受入病床313床のうち 重症病床数: 41床 (9/16現在)
	確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	4.4% (11.16)	30.8% (4.21, 4.26)	確保病床数・宿泊療養室数: 597床・室 (9/16現在)

各警戒度の状況 (イメージ)

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
状況	感染者数がさらに拡大しており、深刻な医療提供体制の機能不全を招くリスクが高いため、警戒が必要な状態。	感染者数が急増しており、病床逼迫のリスクが高いため、より強い注意が必要な状態。	感染者数が拡大傾向にあり、感染経路を特定(推定)できない者の増加や複数のクラスター発生、病床逼迫のリスクが高まっているため注意が必要な状態。	感染者の発生は散発的であり、クラスターが発生した場合でも感染経路を特定(推定)できており、病床にも余裕があるため、引き続き観察を行う状態。

警戒度に応じた行動基準

■県民・事業者等に対し、行動基準を踏まえ、感染拡大の特徴に応じた必要な要請を行う。

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
共通事項	「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請			
県民への要請	【法24④、45①による要請】 ・不要不急の外出自粛 ・都道府県をまたぐ移動の自粛	【法24④による要請】 ・夜間・酒類を提供する飲食店への外出自粛(時間帯や飲食店の特徴を考慮) ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ※ハイリスクの方には3密の徹底的な回避を要請	【法24④による要請】 ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控える ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける	【法によらない協力依頼】 ・基本的な感染防止対策の徹底
事業者等への要請	【法24④、45②による要請】 ・遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等の休業要請(※条件付での除外もあり得る) ・イベントは、原則開催自粛 ・集会における人数制限	【法24④による要請】 ・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等 ・イベント開催の見直し ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等 ・飲食店における人数制限	【法24④による要請】 感染拡大防止のための適切な取組を要請 【法によらない協力依頼】 全国的大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼	【法によらない協力依頼】 ・感染拡大防止のための適切な取組を要請 ・全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼
学校生活	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校	通常登校

※ ハイリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方

入院受入体制の状況

推計最大需要517人に対し、それを超える597人分を確保済

(これまでの対応：大規模クラスター発生時にも全数入院し、適切な医療を提供)

入院

【確保病床数】

順次受け入れ病床を拡大

30床

4月上旬
130床

6月上旬
271床

9月上旬

313床
うち重症者用
41床

宿泊療養

【確保室数】

県南・県北地区の施設
と協定を締結

5月上旬

宇都宮
111室

9月上旬

宇都宮・県南・県北

284室

診療・検査体制の状況

※更新した情報は下線部

診療：推計最大発熱患者数7,000人／日を超える8,744人／日の診療体制を整備

検査：推計最大検査需要7,000件(コロナ900件、インフル6,100件)／日を超える
11,644件(コロナ4,017件、インフル7,627件)／日の検査体制を整備

順次体制強化

- ・「行政検査委託医療機関」の拡充
- ・PCR検査以外の検査方法(抗原検査等)の導入
- ・地域外来・検査センターの設置

2月

診療

【帰国者・接触者外来】

15カ所

検査

【県保健環境センター
宇都宮市衛生環境試験所】

28件

9月

診療・検査

【行政検査委託医療機関】

193カ所

検査可能数1,783件

【地域外来・検査センター】

8カ所

検査

【県保健環境センター
宇都宮市衛生環境試験所】

164件

新型コロナ、
インフルエンザの
診療・検査が可能な
医療機関を指定

11月～

診療・検査

【診療・検査医療機関】

541カ所

発熱患者診療可能数

8,744人

【地域外来・検査センター】

10カ所

※1カ所追加調整中

【行政検査委託医療機関】

272カ所

※診療・検査医療機関との重複有

検査可能数

コロナ4,017件

インフル7,627件

検査

【県保健環境センター
宇都宮市衛生環境試験所】

260件

高齢者及び障害者入所施設における 新型コロナウイルス感染者発生に備えた体制の整備について

現状と課題

- 高齢者及び障害者入所施設では施設入所者の健康状態の変化に留意することや平時より感染拡大防止策を講じることが重要
- 施設入所者は、感染時の重症化リスクが高いことから、施設内で感染者発生時には、感染拡大及び重症者の発生抑制を目的とした感染者を早期に見出すための検査体制の整備や施設でのサービスの提供を中断させないための支援体制の整備が必要

体制整備の基本方針

施設において、平時から適切な感染予防策を講じることができよう支援を行った上で、感染者発生時には感染拡大防止の観点から速やかに必要な情報を把握でき、検査が行われる体制を整備する。また、施設での切れ目のない事業の継続や早期復旧が可能となる体制を整備する。

対応

感染予防

- ◆ 感染管理認定看護師による感染予防策等の指導

感染拡大防止

新

- ◆ 施設で感染者が発生した場合の県の支援、施設の対応等に関する標準例の策定
- ◆ 感染者の症状や施設規模の違いにも対応できる検査方法や検査能力の拡充
- ◆ 機動調査チームや発生施設支援チームによる支援

施設の事業継続・早期復旧

- ◆ サービスの提供を中断することなく継続するため、各施設間で連携して職員を派遣する互助体制の整備

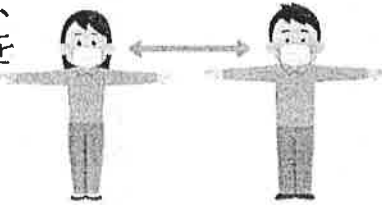
新

【応援職員登録状況】
高齢者施設：76人(11/16現在)
障害者施設：協議中



1 身体的距離の確保

- ・人との間隔はできるだけ空けましょう。
- ・会話をするときは、できるだけ真正面を避けましょう。



2 マスクの着用・咳エチケット

- ・外出時や屋内でも会話をするときは、症状がなくてもマスクを着けましょう。
- ・咳エチケットを徹底しましょう。



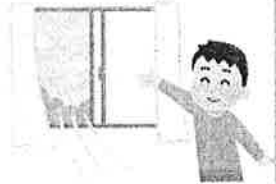
3 手洗い

- ・家に帰ったら、まずは手や顔を洗いましょう。
- ・30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗いましょう。
- ・こまめに手を洗い、手指消毒もしましょう。

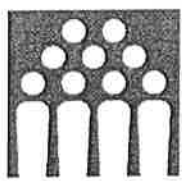


4 換気と加湿

- ・こまめに換気をしましょう。
- ・風の流れることができるよう、2方向の窓を開けましょう。
- ・窓が1つしかない場合は、入り口と窓を開けましょう。
- ・適切な湿度(40%以上を目安)を保つと効果的です。



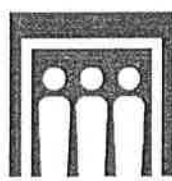
5 3密の回避



密集回避



密接回避



密閉回避

6 適切な運動や食事

- ・免疫力を高めるため、十分な休養とバランスの取れた食事、適度な運動を心がけましょう。



- ・冬は夏に比べて水分摂取量が減るため、水分摂取を心がけましょう。



7 健康チェック

- ・毎朝、体温測定しましょう。
- ・発熱や風邪の症状があるときは、無理せず、自宅で療養しましょう。



※発熱等がある場合の受診方法

- ①かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話してください。
 - ②かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・相談センター(TEL 0570-052-092)に電話してください。
- ※診療・検査医療機関を案内します。
 ※検査の可否は、医師が判断します。
- ◆日本語以外の相談は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン(TEL 028-678-8282)に電話してください。

寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

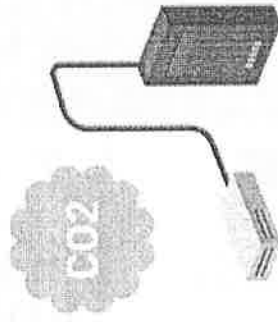
- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け (窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下を維持



CO2センサー

3. 適度な保湿度 (湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を